

令和7年第11回香美市農業委員会議事録

1. 開催日時 令和7年11月6日(木) 13時01分から 14時18分

2. 開催場所 香美市中央公民館1階大ホール

3. 出席委員 (15名)

会長 19番 岡田 修一

会長職務代理 10番 小松 和啓 17番 岡本 博臣

委員 2番 藤原 新市 3番 宗石 大輔 5番 堤 昭雄
6番 村上 千世 7番 上島 陽子 8番 西村 広幸
11番 門脇 義人 12番 山内 茂 13番 三木 克司
14番 森田 良彦 15番 竹平 豊久 18番 有光 収三

4. 欠席委員 (4名)

1番 竹村 純吉 4番 西尾 文彰
9番 竹村 雄介 16番 三谷 富重

5. 議事日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案 第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
第2号 農地法第4条の規定による許可申請について
第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号 非農地証明願いについて
第5号 農地法第18条第6項解約通知報告について(報告)
第6号 使用貸借返還通知報告について(報告)
第7号 農地法第5条届出報告について(報告)
第8号 香美市農用地利用集積等促進計画について(諮問)

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 和田 雅充
事務局次長 岡村 昭彦
事務局主幹 高月 陽生
農地班長 恒石 政志
農地係長 沖 好子

7. 会議の概要

開会 (13時01分)

事務局	それではただ今から、令和7年第11回の農業委員会総会を開催致します。 香美市農業委員会会議規則第3条 会長は議長となり、議事を整理する。となっていますので、議長を会長にお願いします。
議長	はいみなさんこんにちは。 ちょっと寒くなりかけてきましたが、これから紅葉も楽しめると思いますので。それと前回の農業会議のところで、農業新聞ですね、まだ取られてない方がおるようで、できたら購入をお願いしたいんですけど、いろいろ、他県とか、他の地域の農業活動とか、それが新聞に載ってますので、参考になることもあると思うんです。それと、できたら皆さんに取っていただきたいという、農業会議の方でだいたい香美市がまだ100パーセントいってないということで、ちょこっと言われました。お願いします。
議長	本日は議案の訂正があります。本日の会にあたりまして、議事録署名人の指名をさせていただきます。竹平委員、そして三谷委員にお願いします。よろしくお願いします。 本日の欠席は竹村純吉委員と三谷委員、それと竹村委員です。 それでは順次、会に入っていきたいと思います。 議案書に沿いまして議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について説明をお願いします。
事務局	はい、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてです。案件は8件となっており、事前にお配りしている調査書のとおりで、農地法第3条第2項各号の判断基準につきましては、いずれも不許可の要件には該当しないものと判断されます。ご審議の程をよろしくお願いいたします。 それでは1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町林田の農地5筆で合計面積2,014㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は1です。 2番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町中野の農地3筆で合計面積2,917㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は2です。 3番、さきほど訂正があったということですが、一筆になりましたので説明させていただきますけれども、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町字古町の農地で、一筆で合計面積が811㎡になります、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は3です。 4番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町山田の農地で面積は1,214㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は4です。 5番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は土佐山田町大平の農地で面積は515.70㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は5です。 6番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町楠目の農地4筆で合計面積970㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は6です。

7番、権利の種類は所有権移転贈与、申請地は物部町神池の農地2筆で合計面積1,811㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は7です。

8番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は物部町大栃の農地3筆で合計面積414㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は8です。

以上です。

議 長 以上説明が終わりましたのでただ今より質疑を行いたいと思います。ご質問がある方は挙手をしていただきたいと思います。何かありませんか？

議 長 特段ないようですがいかがでしょう。

—— 質 議 な し ——

議 長 他に何か質問がありませんか？無ければ採決に入りますが、ご異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 はい、それでは、議案第1号農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り賛成の方は挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。
ごめん、議事録署名人、三谷さんが欠席のため岡本さんをお願いしたいと思います。すみません。

続きまして議案第2号農地法4条の規定による許可申請についての説明をお願いします。

事 務 局 はい、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請について説明致します。この案件については9月だったか、にお諮りしかかっておったところなんですけれども、申請者が途中で亡くなられて、ちょっと県の方に確認したらそのままでは手続きになれませんかとのことでしたので、その後ちょっとやりとりさせていただいて、相続権のある方、4名いらっしゃってですね、この申請者の。で、その事業を、転用の事業を引く継ぐということをして4人の方からの意思の確認もしていただいた書類もいただいておりますので、まああの行政書士さんとは話して、最初の申請段階ではご存命だったんで県に確認してこのまま、ちょっとプラスアルファの書類があるんですけど、それをいただいて審査をするということにさせてもらおうと思いますので、その時も説明を途中までさせてもらったんですが、なお説明します。

1 番、申請地は香北町猪野々字井ノソ東サコ 1340 番 2、地目は畑、面積は 23 m²、申請者は議案書のとおりです。転用目的は墓地です。申請事由は議案書のとおり。資料は 9 で農地区分はその他 2 種農地で調査員は山本推進委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって甲種農地、第 1 種農地、第 2 種農地及び第 3 種農地のいずれの要件にも該当しない農地であるためその他 2 種農地になります。

で、写真資料も前回ちょっと手違いがありまして場所が違っておるということでしたが、今回はたしかに現場ですので見ていただけたらと思います。以上です。

議 長 では補足説明を山本推進委員にお願いします。

推 進 委 員 (14 番) 前回も説明はしたんですが、現地はですね、道路に接しておりますが、写真の通りですね、道路からずいぶん北の方になりまして、いずれも耕作農地はありません。住宅等も本申請者の住宅があるのみですので、なんら影響はないと思われます。以上です。

議 長 はいありがとうございました。それでは質疑を行いたいと思いますので、質問のある方は挙手をしていただきたいと思います。何かありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 ないようですね。なければ採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

—— 異 議 な し ——

議 長 はいそれでは、議案第 2 号農地法第 4 条規定による許可申請について、原案通り賛成の方は挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成です。
続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について、説明をお願いします。

事 務 局 はい、議案第 3 号農地法第 5 条の規定による許可申請について説明いたします。

1 番、権利の種類は所有権移転、所有権移転使用貸借になります、申請地は土佐山田町山田字久保屋敷 1840 番 1、地目は畑、面積は 621 m²、譲渡人及

び譲受人は議案書のとおり、転用目的は一般個人住宅、農家住宅になります、転用事由は議案書のとおり。資料は10、農地区分は第1種農地、調査員は西村委員です。

申請地は農業振興地域内にある農用地以外の農地であって10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地であると判断されます。

以上です。

議 長

はい、補足説明を西村委員にお願いします。

農 業 委 員
(8 番)

資料の10の1を見ていただいたら。山田のあの[]を下へ南へ降りていって上井を渡って次の通りを東左へ入った所の古町の[]のずっと東地区、農家住宅ですので問題はないと思います。隣の土地の同意書ももらってます。それと水路へ排水の同意書ももらってますので、問題はないです。私も現地確認しました。差し支えないと思いますので問題ないと思います。
以上です。

議 長

はいありがとうございました。それでは議案第3号農地法第5条の規定による許可申請につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長

格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか？

—— 異 議 な し ——

議 長

はい、それでは議案第3号について賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議 長

はい、ありがとうございます。全員賛成です。
続きまして議案第4号非農地証明願いについて説明をお願いします。

事 務 局

はい、非農地証明願いについて説明致します。

1番、申請地は土佐山田町山田字若宮ノ西1472番1、地目は畑、面積は347㎡、利用状況は宅地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は西村委員で資料は11です。

2番、申請地は香北町吉野字城コツモ682番1、地目は田、面積は618㎡、利用状況は雑種地、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員

は平田推進委員で資料は12です。

3番、申請地は香北町有瀬字上岸田172番1、地目は畑、面積は25㎡、外4筆、計5筆で合計面積1,854㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は有光委員で資料は13です。

4番、申請地は香北町大東字大ナロ489番1、地目は畑、面積は158㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は竹村純吉委員で資料は14です。

5番、申請地は物部町安丸字下夕川693番、地目は畑、面積は33㎡、利用状況は山林、申請人及び非農地化した理由は議案書のとおり。調査員は岡本委員で資料は15です。

以上です。

議長 はい、そしたら補足説明を西村委員お願いします。

農業委員 (8番) 資料の11の2を見てください。下の写真の所の駐車場の前は家が建って
おって、今現在は駐車場になってますが、ずっと家が建ってました。もう
私の知ってる限りは家が建ってましたので、問題はないと思います。また後
ろの木の所は地番があったんですけど藪になってますので、それと隣接の農
地なんかもだいぶ遠いわけで、問題はないと思います。現地を見まして許可
をいたしました。以上です。

議長 続いて平田推進委員さんお願いします。

推進委員 (14番) 資料の12をご覧ください。現在、森林組合の貯木場というか出荷置き場
になっておりまして、見に行ったところ、隣というか周りの休耕田は■■■■さ
んの土地、それからあと隣接してるのは山林でしたので、特に問題はないと
思います。

議長 はい、続いて有光委員お願いします。

農業委員 (18番) 資料13の2をご覧ください。この写真の通りと備考欄に書いております
が、172の1と2についてはこんな状態で全く耕作なんかされてない状態が
15年以上続いているということです。次の13の3の資料を見ていただくと、
176の1そして186、187と、もう山林化をしている状態です。以上で
す。

議長 はい、続いて事務局、説明をお願いします。

事務局 はい、資料の方が14になります。写真の資料の通り現在は山林になって
いるので問題ありませんということで、委員さんの方から聞いております。
以上です。

議長 続いて岡本委員お願いします。

農業委員 (17 番) 資料 15 の 1 をお願いします。現地には物部町大栃から上韭生野川に沿って県道 49 号線、大豊物部線を 4 キロくらい上った所にある安丸という集落がありまして、安丸の裏に土居番という所があります。そこに申請者の■■■■さんの以前住んでいた住宅がありまして、現地の 693 番地は■■■■さん宅のすぐ上の方になります。

次に 15 の 2 をお願いします。周囲を山林に囲まれて山の中に位置して確認がしづらい状況でしたが、上の①の写真は安丸の公開所近くから撮影した写真で、693 番地の現地は見えませんが、この方向でという写真です。下の②の写真は実際の 693 番地の場所を撮影しています。昭和 40 年頃に杉ヒノキを植林し、現在に至るということで、植林後約 60 年が経過しております。また周囲も同じ頃に山林となっているようですので、問題ないと思います。以上です。

議長 はい、それでは議案第 4 号非農地証明願いについて説明がありましたが、何かご質問があれば受けたいと思います。特にありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議長 格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか？

—— 異 議 な し ——

議長 それでは議案第 4 号について賛成の方の挙手をお願いします。

—— 全 員 挙 手 ——

議長 はい、全員賛成です。ありがとうございました。

続きまして議案 5 号農地法第 18 条第 6 項解約通知報告について説明をお願いします。

事務局 はい、報告第 5 号農地法第 18 条第 6 項解約通知報告についてです。報告案件は 1 件となっていますのでよろしくお願いいたします。

1 番、申請地は土佐山田町下ノ村の農地で面積 926 m²、貸し手及び借り手、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。

議長 以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようでしたらこの件については報告案件ということで、報告のみとさせていただきますと思います。

続きまして議案第6号使用貸借返還通知報告について説明をお願いします。

事 務 局 報告第6号使用貸借返還通知報告についてです。

報告案件は1件となっていますのでよろしくお願いいたします。

1番、申請地は土佐山田町山田の農地で面積621㎡、貸し手及び借り手、申込日、成立日、引渡日、解約理由は議案書のとおりです。

議 長 はいありがとうございました。

それでは報告第6号につきまして質疑をしていきたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようですのでこの件につきましても報告案件ということで、報告のみとさせていただきますと思います。

続きまして議案第7号農地法第5条届出報告について、説明をお願いします。

事 務 局 はい、報告第7号農地法第5条届出報告についてです。

報告案件は1件となっていますのでよろしくお願いいたします。

1番、権利の種類は所有権移転売買、申請地は土佐山田町旭町の農地で、面積は152㎡、譲渡人及び譲受人は議案書のとおり、資料は16です。

議 長 以上説明が終わりましたので質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

—— 質 疑 な し ——

議 長 格段ないようでしたらこの件につきましても報告案件ですので、報告のみとさせていただきますと思います。

議 長 続きまして議案第8号農用地利用集積等促進計画について説明をお願いします。

はい、議案第8号農用地利用集積等促進計画について説明を致します。

農業公社による中間管理事業になります。

1 番、土佐山田町大法寺の農地2筆、合計1,258 m²を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、土佐山田町の■■■さんが借り受け、施設野菜を栽培します。資料は17です。

2 番、土佐山田町町田の農地4筆、合計2,993 m²を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、土佐山田町の■■■さんが借り受け、露地野菜を栽培します。資料は18です。

3 番、土佐山田町楠目の農地、1,515 m²を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、土佐山田町の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は19です。

4 番、土佐山田町楠目の農地、2,199 m²を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、土佐山田町の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は20です。

5 番、土佐山田町楠目の農地3筆、合計6,346 m²を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、土佐山田町の■■■さんが借り受け、水稻を栽培します。資料は21です。

6 番、土佐山田町須江の農地2筆、合計2,622 m²を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、南国市の株式会社■■■■が借り受け、水稻を栽培します。資料は22です。

7 番、土佐山田町須江の農地、3,229 m²を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、6番と同じ■■■■が借り受け、水稻を栽培します。資料は23です。

8 番、土佐山田町須江の農地、1,379 m²を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、6番、7番と同じ■■■■が借り受け、水稻を栽培します。資料は24です。

9 番、土佐山田町須江の農地4筆、合計5,049 m²を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、6番、7番、8番と同じ■■■■が借り受け、水稻を栽培します。資料は25です。

10 番、土佐山田町須江の農地2筆、合計1,421 m²を大阪府の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、6番、7番、8番、9番と同じ■■■■が借り受け、水稻を栽培します。資料は26です。

11 番、土佐山田町須江の農地、1,116 m²を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、6番、7番、8番、9番、10番と同じ■■■■が借り受け、水稻を栽培します。資料は27です。

12 番、土佐山田町須江の農地、825 m²を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、6番、7番、8番、9番、10番、11番と同じ■■■■が借り受け、水稻を栽培します。資料は28です。

13 番、土佐山田町須江の農地、5,021 m²を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番と同じ■■■■が借り受け、水稻を栽培します。資料は29です。

14番、土佐山田町須江の農地2筆、合計6,514㎡を土佐山田町の■■■さんから農業公社が借り受けます。この後、6番、7番、8番、9番、10番、11番、12番、13番と同じ■■■■が借り受け、水稻を栽培します。資料は30です。

以上になります。

議 長

はいありがとうございました。

それでは議案第8号につきまして質疑を行いたいと思いますが、何かご質問はありませんか？

農 業 委 員
(8 番)

あの、■■■■やけんどよ、この契約は前もやっちゃったがを継続？あらたに？

事 務 局

おそらく、これ農林課の方が提出してまして、確認はちょっとできませんが、おそらく更新の分だと思います。

農 業 委 員
(10 番)

従業員がすごいおるんですね。

事 務 局

はい、おります。いまどんどん拡大してきゆうですね、■■■■さんは。

農 業 委 員
(13 番)

■■■■さんはね、100丁圃を目指すという、で、がんばっちゅうがよ。40代の方やけど、従業員も何名か雇うて、全部。ほんで、今日出てきちゅう案件も今年も一回すでに水稻を栽培してます。

議 長

他にありませんか？

——— 質 疑 な し ———

議 長

格段ないようですので採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませんか？

——— 異 議 な し ———

議 長

それでは議案第8号について賛成の方の挙手をお願いします。

——— 全 員 挙 手 ———

議 長

はい、全員賛成です。ありがとうございました。特にありませんか？

農 林 課

農林課の中藤と申します。地域計画の策定をしております。地域計画につきまして変更の申し出がありましたので、基盤法の規定に基づきまして農業

委員会への意見聴取をさせていただきたくこちらに来ております。今からの説明に関しましては表題分「地域計画変更内容一覧（編入）」と書いた資料に沿って説明させていただきますのでお手元にご用意をよろしくお願いいたします。

ページ番号につきましては縦書きで作成しております都合上、左手の方にページ番号は付番しております。

それでは1ページ目の地域計画変更内容一覧（編入）について説明させていただきます。

まず変更する地域計画名につきましては新改・天坪地域、編入する土地につきましては土佐山田町角茂谷字西カゲ2544の1、他4筆で、全て、総計で2754.352㎡の編入の申し出がっております。変更内容につきましては中山間地域等直接支払い制度、交付金の対象農地となるための編入、および事業対象農用地となるための編入となっております。申し出人の住所および氏名につきましてはお手元の資料のとおりとなっております。

続いて2ページ目をよろしくお願いいたします。2ページ目は地域計画の位置付けの変更の申し出になっております。まず一件目としまして、位置付ける地域計画名としまして、在所地域、土地の所在につきましては香北町永野字東川721の1、他51筆、で位置付ける面積が23964.84㎡となります。地域計画に位置付ける者としては

です。位置付ける属性につきましては認定農業者、で主な経営作物につきましては果樹となっております。

続いて4ページ目をお願いいたします。4ページ目で、地域計画に位置付ける地域計画名につきましては山田地域、土地の所在につきましては土佐山田町字中井ノ北2203の1、他49筆、総計53414.35㎡、地域計画に位置付ける者は住所香美市土佐山田町神通寺字251の6、氏名神通寺営農組合、組合長岡田修一、属性につきましてはすみません、お手持ちの資料、訂正をお願いいたします。今シュウ、集まるという字を書いておりますが、そちらをサ、カタカナのサでお願いいたします。サービス事業者になります。営農組合の主な経営作物につきましては水稻となっております。

続いて5ページ目をお願いいたします。5ページ目の番号が103番からになります。位置付ける地域計画につきましては山田地域、土地の所在につきましては土佐山田町須江野開2510のイ、他12筆で総計14600㎡、地域計画に位置付ける者の住所及び氏名につきましては

で位置付ける属性につきましては利用者、主な経営作物は水稻、野菜となっております。

続いて6ページ目、116番からになります。こちら位置付ける地域計画名は片地地域、土地の所在は土佐山田町下ノ村字中川原割843、他5筆で総計が14772㎡、地域計画に位置付ける者は、住所

です。

属性は認定新規就農者、主な経営作物は野菜となっております。

続いて同じく 6 ページ目、122 番からになります。位置付ける地域計画名は片地地域、土地の所在は土佐山田町下ノ村字下夕地 933、他 21 筆で総計が 11058 m²、位置付ける者の住所および氏名は

属性につきましては認定新規就農者、主な経営作物は野菜となっております。

続いて 7 ページ目、144 番からになります。位置付ける地域計画名は片地地域、土地の所在は土佐山田町小田島字二反田 377、他 2 筆、総計が 7523 m²、位置付ける者の住所および氏名は

属性は認定新規就農者、主な経営作物は野菜となっております。

続いて同じく 7 ページの 147 番からいいますが、位置付ける地域計画名は曉霞地域、土地の所在は香北町五百蔵字東佐古 1064、他 19 筆、総計が 8707 m²、位置付ける者の住所および氏名は

となっております。で属性は利用者、主な経営作物は水稻および野菜となっております。位置付ける者の氏名および位置付けへの理由につきましては補助事業活用のための位置付けの申し出となっております。

以上の説明を踏まえた地域計画変更案につきましては、9 ページ以降に添付しておりまして、今回変更申し出によって変更になる個所は赤字で記載しております。説明は以上となりますのでこの地域計画案の変更に关しまして、異議あり異議なしのご意見、異議がない場合は異議なしの、異議がある場合はどの地域計画に対するご意見なのか、具体的な内容をよろしく願いいたします。また異議がない場合は地域計画の素案の提出も合わせて農林課の方までお願いします。

説明は以上です。

事務局

先ほどの説明の中でちょっと分からんとかいうようなところがございますら、挙手をお願いします。こちらの方でも農林課の方で精査しており、こちらの農業委員会の方でも地図については確認しておるところでございます。ご異議がないようでしたらこのままこの案で通させていただきたいですが、ご異議はございませんか？

——— 異 議 な し ———

事務局

異議なしということでかまいませんか。そしたら、そういうことで。

議長

はい、ありがとうございました。

みなさんありがとうございました。本日の会はこれで終わります。

上記会議内容の記載について偽りのないことを証します。

議

長

岡田 修一 (岡田)

署

名

人

竹平 豊久 (竹平)

署

名

人

三谷 富重 (三谷)